

ARTERIA® モバイルシステム クラウドサービス利用約款

第1章 総則

第1条 (本サービスの概要・定義)

1. このクラウドサービス利用約款 (以下「本約款」といいます。) は契約者 (第3項で定義します) が、株式会社 WorkVision (以下「当社」といいます。) の提供する「ARTERIA® モバイルシステム」、付随するオプションサービス及び本サービスを利用するためのアプリケーションソフトウェア(以下、「本アプリケーションソフトウェア」といいます。)(以下、「ARTERIA® モバイルシステム」、付随するオプションサービス、本アプリケーションソフトウェアを総称して「本サービス」といいます。)を利用するための条件を定めたものです。本サービスには本アプリケーションソフトウェアが含まれるものとします。本アプリケーションソフトウェアを使用できるのは、別途本サービスの利用登録を行い、かつ、本契約に同意された契約者に限定されます。
2. 本サービスの対象は日本国内の法人又は団体とします。
3. 本約款において、以下の各用語は次の定義を持ちます。
 - ①申込者：本サービスの利用申込をする日本国内の法人又は団体
 - ②契約者：当社との間で利用契約が成立した申込者
 - ③本規約等：以下の各規約類により構成されます。
 - (1) 本約款
 - (2) サービス仕様書 (本サービスの提供に関して、機能や品質を定めた文書)
 - (3) サポートサービス仕様書 (サポートつきプランを選択した場合のサポート内容を定めた文書)
 - (4) 当社が契約者に通知する本サービスの機能・利用方法に関する説明、注意事項及び制限事項等
 - ④利用契約：本規約等を条件とする本サービスを契約者が利用するための契約

第2章 本サービスに関する手続き

第2条 (本サービスの提供)

本サービスに対する当社の役割は、以下のとおりとします。

- ①契約者が本サービスを利用するにあたり必要な手続きを行うこと
- ②サービス仕様書に基づき、契約者に本サービスを提供すること
- ③サポートサービス仕様書に基づき、契約者から本サービスに関する問合せを受け付けること

第3条 (利用契約の成立)

1. 申込者は、本規約等に同意した上で、当社指定の方法により本サービスの利用申込を行います。

本規約等に同意できない場合、本サービスを利用することはできません。

2. 申込者は、利用申込にあたり、当社が指定する契約者の情報（法人名、住所、電話番号、FAX 番号、代表者氏名、窓口となる担当者名・部署名・メールアドレス等、以下「契約者情報」といいます。）を提供するものとします。
3. 当社が、利用申込を承諾したときに本サービスの利用契約が成立するものとします。
4. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用申込を承諾しないことがあります。なお、当社は、申込者の利用申込を承諾しないと判断した場合、申込者に対して、その旨を書面（電子メールを含みます。）で通知します。なお、当社は申込を承諾しない理由を開示する義務を負いません。
 - ①申込者が、申込に際して、虚偽の届出をしたとき
 - ②申込者に第3 3条（当社が行う利用契約の解除）第1項各号に該当する事由があるとき、又はそのおそれがあるとき
 - ③申込者が競合他社等、当社の事業上の秘密を調査する目的で契約を行うと当社が判断するとき
 - ④申込者が、本規約等に定める義務を怠ることが合理的に見込まれるとき
 - ⑤申込者が当社及び決済代行業者らに対して料金その他の債務のいずれかの支払いを過去に怠り、もしくは現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - ⑥当社の提供する各サービスについて、申込者が過去に当社からその利用契約を解約もしくは解除され、又はサービスを停止されていたとき
 - ⑦申込者が日本国内に本サービス利用の拠点を持たないときであって、申込者の申込内容に基づく本サービス利用の拠点における本サービスの提供が、当該地域において適用される法令により禁止されるとき
 - ⑧その他、当社が本サービスの提供が適当でないと判断した場合

第4条（本サービスの利用開始日）

利用契約の成立日を本サービスの利用開始日とします。

第5条（本サービスの最低利用期間）

本サービスの最低利用期間はありません。

第6条（契約変更）

契約者が、利用ライセンス数の変更等、契約内容の変更を希望する場合、当社所定の方法で変更手続きを行うものとします。

第7条（契約者による利用契約の解約）

契約者は、解約希望日の前々月20日までに当社所定の方法で通知することにより、通知された解約日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、契約者は解約日月末にて利用契約が終了するものとします。

第8条 (サービス種別)

当社が提供する本サービスの種類及びその内容は、サービス仕様書に定めるとおりとし、当社は利用契約に基づき、本サービスを提供するものとします。

第9条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合、契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、変更日以降、変更後の本約款が適用されるものとします。
2. 当社が本約款を変更する場合、30日間の予告期間において変更後の内容を契約者に通知するものとします。契約者が本約款の変更に同意できない場合、予告期間中に、当社へ終了する旨を通知することにより、利用規約を終了することができます。
3. 契約者が、本約款の変更後に本サービスを利用した場合、変更後の本約款に同意したものとみなします。

第10条 (サービス仕様書・サポートサービス仕様書の変更)

1. サービス仕様書・サポートサービス仕様書は、予告無く変更することがあります。この場合、本サービスの提供は、変更日以降、変更後の仕様書によります。
2. 前条第2項および第3項の定めは、サービス仕様書およびサポート仕様書の変更に準用します。

第11条 (通知)

1. 利用申込の承諾、前2条又はその他の事由による当社から契約者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、又は当社のウェブページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の当社2営業日後に契約者に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又は当社のウェブページへの掲載の方法により行う場合には、それぞれ電子メールの送信又はウェブページへの掲載がなされた時点で契約者に到達したものとみなすものとします。
3. 契約者が当社の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第3章 利用料

第12条 (本サービスの利用料等)

1. 本サービスの利用料金 (以下「サービス利用料」といいます。) と初期費用は、別途当社から提示する料金とします。本サービスの利用料金は月額とします。
2. 契約者は、サービス利用料を当社が定める方法にて当社が指定する期日までに支払うものとします。なお、決済手段は当社が指定する決済代行会社を使用するものとします。
3. 契約者が、月の途中で本サービスに申込する場合、初期費用を除く当該月のサービス利用料は無料とします。
4. 契約者が、月の途中で本サービス契約を終了した場合、当該月のサービス利用料の日割計算は行われたいもの

とします。

5. 当社はいかなる場合においても支払い済みのサービス利用料を返還しないものとします。
6. 本サービスを利用するために必要となる通信費等（電話料金を含みます。）は、契約者の負担とします。

第13条（サービス利用料の支払い方法）

サービス利用料の支払い方法は、次の決済代行会社とし、決済代行会社の利用規約に従うものとします。

① ヤマトクレジットファイナンス株式会社（請求書払い）

当社では、本サービスに関する請求書の発行及び集金代行業務をヤマトクレジットファイナンス株式会社に委託します。本サービスを利用する契約者は、サービス利用月の翌月第3営業日を目処にヤマトクレジットファイナンス株式会社から発送される請求書が到着した後、請求書記載の期日までに、指定の支払方法で支払うものとします。支払方法は口座振替・銀行振入・コンビニ払いから最初にご選択いただくことができます。なお、銀行振入・コンビニ支払いをご選択の場合、お支払い時の手数料はお客様負担となります。

② ソニーペイメントサービス株式会社（クレジットカード決済）

本サービスでは、クレジットカード決済時にソニーペイメントサービス株式会社の決済サービス「e-SCOTT」を利用するものとします。

第14条（サービス利用料の変更）

1. 当社は、合理的な理由を認めた場合には、サービス利用料を改定することができます。この場合、当社は、契約者に対し、30日間の予告期間において改訂後のサービス利用料を通知することにより、当社所定の方法でサービス利用料を変更するものとします。
2. 契約者がサービス利用料の改訂に同意できない場合、予告期間中に、当社へ終了する旨を通知することにより、利用契約を終了することができます。契約者は、サービス利用料の改訂後に本サービスを利用することにより、サービス利用料の改訂に同意したものとみなします。

第15条（遅延損害金）

契約者が債務の支払を遅延したときの遅延損害金、支払方法等は、決済代行会社の利用規約に従うものとします。

第16条（試用）

1. 当社は、当社が定めた一定期間、本サービスを無料で提供する場合があります。
2. 本サービスを試用する者（以下「試用者」といいます。）は、第12条のサービス利用料に関わらず本サービスを利用することができますが、第12条～第15条以外の約款条項にはすべて同意するものとします。
3. 当社は、試用期間中に、試用者がクラウドデータセンター上に保存するデータ及びクラウドデータセンター上で利用するデータ等の全てを、試用者に通知することなく削除することができるものとします。

4. 利用契約上のいかなる規定にかかわらず、当社は試用期間における本サービスの提供に関していかなる保証も行わず、何ら責任も負わないものとします。

第5章 本サービスの停止及び廃止

第17条 (非常時における停止)

1. 当社は、本サービスの持続的に提供するため、最善の努力をするものとします。但し、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害または政府の規制等、当社の支配することのできない事由（以下、「不可抗力」といいます。）により、やむを得ず本サービスを提供できない場合には、契約者からの事前の承諾を要することなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、当社は、事前に（事前通知が困難な場合は事後合理的に可能な限り速やかに）、本サービスの停止について契約者へ通知するものとします。なお、通常のセキュリティ対策の想定を超えるような第三者による不正アクセス（コンピューターウイルスの混入を含む）が生じた場合も、上記の不可抗力に含まれるものとします。
2. 前項の不可抗力を原因として本サービスの提供を停止した場合であって、当社が本サービスの復日のために合理的に可能な限り努力を行ったにもかかわらず、本サービスの復日が不可能と判断した場合には、契約者に対して通知することにより、本サービスを直ちに廃止することができるものとします。
3. 当社は、前各項により本サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第18条 (当社の事情による停止)

1. 当社は、運用上又は技術上の支障が生じた場合、原則として、契約者へ事前通知を要することにより、本サービスの提供を停止することができるものとします。但し、事前通知が困難な場合は、事後合理的に可能な限り速やかに契約者へ通知するものとします。
2. 当社は、必要がある場合、契約者に対して協力を依頼することができるものとし、契約者は合理的な範囲でこれに応じるものとします。
3. 当社は、本サービスに関する定期点検や技術的な改変・アップグレードを行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に停止（以下「計画停止」といいます。）できるものとします。計画停止は、サービス仕様書に定めます。

第19条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、当社の判断により本サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止日の1ヶ月前までに契約者に通知することにより、本サービスを廃止することができるものとします。この場合、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を終了することができるものとします。
2. 当社は、当社が本サービスの全部又は一部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合でも、一切責任を負わないものとします。

第4章 契約者の義務（遵守事項）

第20条（本サービス利用に関する責任）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを通じて契約者が発信した情報、その他本サービスを利用した契約者の行為及びその結果については、契約者が一切の責任を負い、当社に対していかなる不利益も与えないものとします。
3. 契約者は、故意又は過失により当社に対して損害を与えた場合、当社に対して当該損害を賠償するものとします。
4. 契約者による本サービスの利用に関し、契約者の故意又は過失により、第三者に損害が発生した場合において、当社らが当該第三者から裁判上もしくは裁判外を問わず損害賠償の請求を受け、和解金、解決金、損害賠償金その他名目の如何を問わず当該第三者に対して金員を支払った場合には、紛争の解決に要した費用を含めすべて契約者が負担し、契約者は当社の求償に応じるものとします。

第21条（ID及びパスワード）

1. 契約者は、本サービスを利用するために当社が提供するID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。契約者は、ID及びパスワードを漏洩、紛失した場合、及びID及びパスワードを第三者によって不正に使用(以下「不正使用」といいます。)された場合、直ちに当社に届け出るものとします。
2. 当社は、ID及びパスワードの漏洩、不正使用から生じた損害について一切責任を負わないものとします。但し、当該漏洩又は不正使用が当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
3. ID及びパスワードの不正使用により本サービスが利用された場合でも、当該行為は、契約者による利用とみなされるものとし、契約者はかかる利用に対するサービス利用料の支払い、その他一切の債務を負担するものとします。また、当該行為により当社らが損害を被った場合、契約者は当該損害を賠償するものとします。但し、当該不正使用が当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
4. 契約者の本サービスの利用に対するセキュリティーを確保するため、当社は、緊急の場合を含むいかなる場合であっても、電話によるID及びパスワードの確認又は再発行の請求には応じないものとします。紛失等によりID及びパスワードの確認又は再発行が必要な場合は、契約者は、当社が別途定める方法によりこれを請求するものとします。

第22条（ネットワークの接続）

契約者は、契約者の責任と費用において、端末機器等のハードウェア、インターネット接続回線等の設備の確保等、本サービスの利用に必要な環境を整備するものとします。

第23条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ①第三者または当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ②第三者または当社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ③第三者または当社の名誉、信用を毀損し、または誹謗中傷する行為
- ④第三者または当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- ⑤関係法令もしくは売春、暴力、残虐等、公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- ⑥契約者情報に虚偽事項を記載する行為
- ⑦受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメールを送信する行為
- ⑧受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメールを送信する行為
- ⑨再販等、利益目的で自己の事業において利用する行為
- ⑩他人になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑪猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を保管、または送信する行為
- ⑫ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を保管、または送信する行為
- ⑬リバースエンジニアリング、逆アセンブルあるいは逆コンパイルその他の方法により解析を行うこと、第三者にさせること
- ⑭当社の事前の承諾なく、複製、送信、譲渡、貸与、翻訳、改変、及びその他ソフトウェアと結合すること
- ⑮犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- ⑯他人に不利益を与える行為
- ⑰当社もしくは他社の設備の利用もしくは運営、または他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為または与えるおそれがある行為
- ⑱前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
- ⑲その他、本規約等の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為

第7章 免責事項等

第24条 (免責)

1. 当社は、本約款に定めるものを除き、明示的であると黙示的であることを問わず、以下の各号及び、その他契約者による本サービスの利用について一切の保証を行いません。
 - ①本サービスの利用に起因して契約者の電子機器に不具合や障害が生じないこと
 - ②本サービスの正確性及びシステムの完全性
 - ③本サービスの永続性
 - ④本サービスが契約者の特定の目的に適合すること

- ⑤本サービスまたは本サービスの利用が第三者の権利を侵害しないこと
 - ⑥本アプリケーションソフトウェアがあらゆるスマートフォン、タブレット及びその他の情報機器すべてで利用が可能なこと
 - ⑦契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則などへ適合すること
2. 当社は、本サービスの利用により生じる結果及び本サービスを用いて行った行為の結果について、契約者に対して一切責任を負わないものとします。
 3. 当社は、通信回線や移動体通信機器の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、システムの過負荷及びシステムの不具合によるデータの破損・紛失に関して、一切責任を負わないものとします。
 4. 当社は、契約者が本約款に違反したことによって生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
 5. 本条第2項から第3項の規定は、当社に故意又は重過失がある場合には適用しません。

第25条 (データ等の保管及びバックアップ)

当社は、本サービス基盤の障害復旧用として原則3世代のバックアップデータの取得を行います。但し、契約者単位での復旧は行いません。本サービスで使用するデータのバックアップは契約者の責任で行うものとします。

第26条 (契約者データの取扱い)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者データにアクセスすることができるものとします。

- ①本サービスの安定的な提供ならびに問題の防止及び対応のための作業を実施する場合
利用ライセンス数の確認及び第23条(禁止事項)の遵守状況の確認を含みます。
- ②前条の定めに基づいてバックアップを実施する場合
- ③法令に基づく又は権限のある公的機関から開示要請があった場合
- ④契約者の書面(電子メールを含みます。)による承諾を得た場合

第27条 (利用契約終了後の措置)

当社は、終了事由の如何にかかわらず利用契約が終了した場合、契約者保有データを契約者に通知することなく削除できるものとします。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第8章 一般条項

第28条 (損害賠償)

1. 契約者は、利用契約に違反したことにより当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害(逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むが、これに限定されないものとします。)等を全額賠償する責任を負うものとします。

2. 当社は、当社が利用契約に定める義務に違反したことが直接の原因で契約者に現実に生じた通常の損害を賠償する責任を負うものとし、但し、当該賠償の累計総額は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、債務不履行、不法行為等請求原因の如何を問わず、当該損害の発生日から起算して過去12ヶ月間に契約者が支払ったサービス料金を限度とします。

第29条 (秘密保持義務)

1. 契約者及び当社は、利用契約の遂行により互いに知り得た相手方の業務上または技術上の情報（以下「秘密情報」といいます。）について、第三者（当社の再委託先を除きます。）に開示または漏洩しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
 - ①秘密保持義務を負うことなく、既に自ら所有していたもの
 - ②利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知または公用となったもの
 - ③正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負わずに入手したもの
 - ④相手方から提供を受けた情報を使用せず、独自に開発、創造したもの
2. 本条の秘密保持義務は利用契約終了後3年間有効に存続するものとします。
3. 契約者及び当社は、秘密情報を利用契約の遂行に必要な限度を超えての複製もしくは複写または利用契約以外での使用もしくは利用をしてはならないものとします。契約者及び当社は、本項に従い秘密情報を複製または複写した情報も秘密情報として取り扱うものとします。
4. 契約者及び当社は、相手方から開示された秘密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって管理するものとします。
5. 契約者及び当社は、利用契約の遂行のために開示を必要とする最小限の役員及び従業員（当社の再委託先を含む）に対してのみ秘密情報を開示するものとし、当該役員及び従業員に対しては、利用契約の内容を知らせ、利用契約に基づく義務を遵守させるものとします。
6. 契約者及び当社は、相手方の要請を受けた場合又は利用契約が終了した場合、秘密情報を返還又は消去するものとします。

第30条 (当社知的財産の取扱い)

1. 本サービス及び当社の秘密情報に関する一切の権利は当社に帰属するものとし、契約者は、当社の著作権、産業財産権その他の権利を侵害しないものとします。また、契約者が本サービス及び当社秘密情報より発展して発明、考案もしくは意匠の創作（以下「発明等」といいます）または著作物の作成をなした場合は、遅滞なく当社に通知するものとします。かかる発明等について知的財産権は当社に帰属するものとします。
2. 契約者は、本サービスに関する著作権、特許権、商標権、その他一切の知的財産権が当社または原権利者に帰属することを承認し、本利用規約に基づいて認められた範囲内でのみ、かかる知的財産権を使用するものとします。また、当社から契約者に開示される秘密情報等に契約者が出願中または保有する特許に関する情報が含まれる場合、契約者は、当社から開示された秘密情報等に関し、その有効性及び当社の保有を争ってはならないものとします。

第31条 (個人情報の取扱い)

1. 当社は、本サービス提供のために、当社所定の方法に従って契約者から提供を受けた情報のうち、適用される個人情報保護に関わる諸法規において個人情報とみなされる情報（以下、「個人情報」といいます）については、適用される個人情報の保護に関する諸法規を遵守し、以下に定める目的にのみ利用するものとします。なお、当社が個人情報として取り扱うものは、本項記載の情報のみであり、契約者が蓄積・保存しているファイルその他データや契約者がサービス開始後にサービス利用のために設定したユーザー情報については適用されません。
 - ①本サービスを提供する場合(利用料金などに関する請求・利用申込の受付審査等を行う場合を含みます)。
 - ②本規約等または本サービスの変更に関する案内をする場合。
 - ③本サービスに関し緊急連絡を要する場合
 - ④当社が取り扱う各種サービスに関する案内をする場合
 - ⑤当社がキャンペーン、アンケートを実施する場合。
 - ⑥法令の規定に基づく場合。
 - ⑦その他、当社が利用目的を事前に伝達し、契約者の同意を得た場合。
2. 個人情報の法令による例外
3. その他、個人情報に関する問合せ、請求手続などについては、当社ホームページに掲載されている「個人情報保護方針」に準拠します。(<https://workvision.net/privacy.htm>)

第32条 (データ等の開示)

クラウドデータセンター上の契約者保有データ等について、法令に基づく強制的な開示要請、又は行政当局若しくは司法当局からの強制的な開示要請を、当社が受けた場合、当社は、契約者の同意なく当該要請にかかる契約者のデータ等を法令で強制される限度で開示できるものとします。この場合、当社らは当該要請にかかる契約者に対して、事前に通知するものとします（事前の通知が困難な場合は、事後速やかに通知するものとします）。

第33条 (当社が行う利用契約の解除)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部または全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとします。この場合、契約者は期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。
 - ①第23条各号に定める事由が生じた場合
 - ②当社または第三者に損害を生じさせる恐れのある様態で本サービスを利用した、または、利用しようとした場合
 - ③手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した、または、妨害しようとした場合

- ④利用契約の条項のいずれかに違反し、当社が相当な期間を定めて是正勧告したにもかかわらず、是正されない場合
- ⑤支払停止もしくは支払不能となり、または、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始、もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- ⑥自ら振出し、もしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
- ⑦差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
- ⑧租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
- ⑨解散または営業停止となった場合
- ⑩前5号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じた当社が判断した場合

⑪その他、当社が契約者のサービス利用の継続を適当でないと判断した場合

2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部または全部の提供を停止したこと、もしくは、利用契約を解除したことにより契約者に損害が生じた場合でも一切責任を負わず、利用契約の解除により当社が損害を被った場合、契約者は損害賠償の責任を負うものとします。

第34条（輸出関連法令の順守）

当社及び契約者は、利用契約の履行に際し、外国為替及び外国貿易法、アメリカ合衆国輸出管理規則等の日本及びアメリカ合衆国等関係国の全ての関連法規（以下、「輸出関連法令」といいます）を遵守するものとします。

第35条（報告・届出）

1. 契約者は、利用契約の契約期間内において、本サービスについて異常を発見したときは、速やかに当社に対して当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 契約者は、契約者情報変更があったときは、直ちに当社に対し、当社所定の方法で届け出るものとします。
3. 前三項の違反によって生じた通知の不到達、本サービス提供の遅延、その他契約者に生じる不利益について、当社は一切責任を負わないものとします。

第36条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、それぞれ相手方に対して、現時点及び将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約します。
 - ①自己の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団・総会屋その他これらに準じる者（以下「反社会的勢力」という。）であること
 - ②自己の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行っていること
 - ③自己の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、自らあるいは第三者を利用して相手側に対し、暴力的又は威迫的な行為、もしくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行っていること

- ④自己が利用契約の履行のために契約する者が前3号のいずれかにも該当しないこと
2. 前項の規定に違反、又は虚偽の申告があった場合、契約者及び当社は、はんらの通知、催告を要せず直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 3. 前項により利用契約の全部又は一部を解除により解除された者に生じた損害について、解除した当事者は一切責任を負わないものとします。

第37条（譲渡禁止等）

契約者は、当社の書面による事前の承諾なくして、利用契約に基づき契約者として有する権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡または担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

第38条（残存条項）

理由の如何を問わず利用契約が終了した場合においても、本約款第12条（本サービスの利用料等）、第13条（サービス利用料の支払い方法）、第14条（サービス利用料の変更）、第15条（遅延損害金）、第17条（非常時における停止）第3項、第19条（本サービスの廃止）第2項、第20条（本サービス利用に関する責任）、第24条（免責）、第28条（損害賠償）、第29条（秘密保持義務）、第30条（当社知的財産の取扱い）、第31条（個人情報取扱い）、第33条（当社が行う利用契約の解除）第2項、第36条（反社会的勢力の排除）、第37条（譲渡禁止等）、本条、及び第39条（準拠法、協議、和解による紛争解決、合意管轄）並びにその他の同意事項の各条項は、なお有効に存続するものとします。

第39条（準拠法、協議、和解による紛争解決、合意管轄）

1. 本約款の準拠法は、日本国法とします。
2. 本約款に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。
3. 利用契約に関して、契約者と当社の間で紛争が生じた場合、紛争手続きをとる前に、紛争解決のための協議を十分に行うものとします。協議での紛争が解決できない場合、次号に定める紛争解決手続きをとろうとする当事者は、相手方に対して紛争解決のための権限を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから20日以内に、東京都内において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとします。
4. 利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

<その他の同意事項>

1. 本サービスは、アマゾン ウェブ サービス（以下「AWS」といいます。）を利用しています。
AWSの管理・運用は、当社又は当社の委託先が行います。本約款に同意することにより、契約者はアマゾンが別途定めるAWSの仕様に関する規約等 (<https://aws.amazon.com/jp/legal/>) に同意したものと見なします。

※本サービスは、クラウドプラットフォームとして、AWS に依存しています。AWS の利用が出来なくなった場合、本サービスの利用も不可能となります。当社は、かかる利用不能によって契約者に生じた損害については、AWS の規約に従って責任を負うものとしします。

附則

第1条（実施期日）

本約款は、2021年9月1日より実施します。

ARTERIA® モバイルシステム サービス仕様書

1. サービス概要

ARTERIA® モバイルシステム（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社 WorkVision（以下「当社」といいます。）が提供する以下のサービスの総称です。

本サービス仕様書は、本サービスをご利用されるお客様（以下「お客様」といいます。）に対し提供するサービス仕様を定めたものです。

ご提供するサービスの詳細は以下のとおりです。

- ・ARTERIA® モバイルシステム

1.1. 定義

本サービス仕様に記載されている用語の意義は下記のとおりです。

- ・クラウド：クラウドコンピューティングサービスを指します。
- ・問診：医療機関にご来院される患者様に対してのヒアリング行為を指します。
- ・バイタル（バイタルサイン）：医療機関にご来院される患者様の生体兆候の測定を指します。
- ・アナムネ：医療機関にご入院される初診患者に対して診察前にとる問診を指します。
- ・文書作成：医療機関にて使用される院内文書の入力や記載を指します。
- ・ブラウザ：Google Chrome などインターネット閲覧ソフトウェアを指します。
- ・iPad タブレット：Apple 製品でのタブレット端末を指します。
- ・アプリケーション：iPad タブレット端末にインストールされるソフトウェアを指します。

1.2. WorkVision サービス概要

本サービスは、医療機関様において実施される患者様への問診行為（問診票の記載、入力）や入院患者様に対するバイタル測定情報入力（体温、血圧、心拍数などの測定情報の入力）、入院時の患者情報（アナムネーゼ以下アナムネとする）の問診情報入力について、iPad タブレット端末でのアプリケーションを用いてその入力支援を提供可能とし、電子カルテや医事会計システムとのシステム連携を行うことを以下各項のサービスをクラウド環境で提供します。

1.2.1. 問診入力サービス

本サービスにて登録された問診の設問内容をもとに、iPad タブレットにその設問及び回答入力欄を表示し、患者様がアプリケーションを用いてこれを入力することで、入力情報の内容がARTERIA® データベースに登録されます。

1.2.2. バイタル入力サービス

本サービスにて登録されたバイタル項目をもとに、iPad タブレットにその測定項目入力欄を表示し、医師・看護師様がアプリケーションを用いてこれを入力することで、入力情報の内容が ARTERIA® データベースに登録されます。

1.2.3. アナムネ入力サービス

本サービスにて登録されたアナムネ聴取項目をもとに、iPad タブレットにその入力欄を表示し、医師・看護師様がアプリケーションを用いてこれを入力することで、入力情報の内容が ARTERIA® データベースに登録されます。

1.2.4. 文書作成サービス

本サービスにて登録された PDF ファイルをもとに、iPad タブレットにその文書イメージを表示し、医師・看護師様及び患者様がアプリケーションを用いてこれを記載入力することで、入力情報の内容が ARTERIA® データベースに登録されます。

1.2.5. 端末メモサービス

iPad タブレット端末毎に管理されたフリーテキストの入力・参照・削除を行うことができます。

1.2.6. マスタメンテナンスサービス

登録、保管されているシステム内のデータから、必要条件を指定してデータ抽出・参照・登録することができ、システム利用に必要な操作者や問診の設定やバイタル項目、アナムネ聴取項目の登録や変更、削除などを行うことができます。

1.3. サービス範囲

サービス範囲については、「2. サービス仕様」記載のとおりとします。

2. サービス仕様

本サービスの提供仕様は、以下の各項となります。

2.1. サービスプラン

プラン名	説明	提供機能サービス	価格 (税別)
ARTERIA® モバイルシステム	1 ライセンス (ご利用 iPad 端末 1 台～ 5 台)	問診機能	8,000 円/ 5 端末まで
		バイタル機能	10,000 円/ 5 端末まで
		アナムネ機能	10,000 円/ 5 端末まで
		文書作成機能	50,000 円/ 5 端末まで

※ 1 ライセンス以上の契約となります。

※ バイタル機能、アナムネ機能、文書作成機能のみをご利用頂く場合であっても問診機能の契約が 1 ライセンス以上必要となります。

※ 文書作成機能での文書入力にて利用可能なスタイラスペンについては、「2.4.推奨利用環境」に記載されるものが対象となります。

※ お問い合わせに対するサポートサービスの内容については別紙「SaaS アプリケーションサポートサービス仕様書」をご覧ください。

※ プランは変更することがあります。変更・通知方法は別紙「ARTERIA® モバイルシステム クラウドサービス利用約款」に準拠します。

2.2. ARTERIA® モバイルシステムの機能

(1) 操作者向け機能

操作者向けに iPad アプリ利用での各サービス機能を提供します。

(2) 管理者向け機能

管理者向けに各サービス機能でのマスタ管理、利用権限管理などの機能を提供します。

※ ARTERIA® モバイルシステム クラウドサービスご提供機能の詳細については、当社の 製品ウェブサイト (<https://workvision.net/solution/iav/>) にてご確認ください。

2.3. 利用可能な言語

本サービスは、日本語でのみご利用可能です。

なお、問診入力画面での設問及び回答についてのみ、日本語以外の他の言語を用いて登録されている場合にその言語での問診入力をご利用可能です。

2.4. 推奨利用環境

PC (ご利用ユーザー管理端末)

- ・ OS : Microsoft Windows 10 (1903) 以上
- ・ ブラウザ : 最新バージョンの Google Chrome、Microsoft Internet Explorer® 11

PC (帳票発行サーバー端末、他システムデータ連携端末)

- ・ プロセッサ : 1GHz 以上の 64 ビット (x64) プロセッサ
- ・ メモリ : 8GB 以上
- ・ ディスク容量 : 40GB 以上、または 10%以上の空き
- ・ OS : Microsoft Windows 10 (1909) 以上、Windows Server 2016 以上
- ・ ミドルウェア : .Net Framework 4.8 以上、.Net Core 3.1 以上
- ・ アプリケーション : Microsoft Excel 2019 以上

※帳票発行機能、他システムデータ連携機能利用時にのみ必要となります。

iPad 端末

- ・ OS : 最新バージョンの iPad OS (13.7 以上)
- ・ 機種 : 2019 年以降の iPad 製品 iPad Air 3、iPad mini 5、iPad (第 7 世代)
2018 年 11 月以降の iPad Pro 製品 iPad Pro (第 3 世代) 11 インチ
- ・ 開発バージョンをお使いの場合はサポート対象外となる場合がございます
- ・ iPad 以外の Apple 製品 (iPhone、iPod touch 等) については、対象外となります。

スタイラスペン

- ・ 製品 : 利用される iPad 端末で使用可能な Apple 製品での Apple Pencil (第 1 世代、第 2 世代)。

3. サービス提供条件

3.1. 提供エリア

本サービスは、日本の禁輸国（輸出貿易管理令別表第3の2の国と地域）における本サービスのアクセス、もしくは利用、又は日本の輸出管理法令に違反した本サービスのアクセス又は利用を許可しないものとします。

さらに、米国の禁輸国（米国輸出管理規則の下で制裁対象となっている国と地域）における本サービスのアクセスもしくは利用、又は米国の輸出管理法令に違反した本サービスのアクセス又は利用を許可しないものとします。

3.2. サービス提供時間

本サービスのシステムは原則24時間365日稼働しますが、サービス提供時間外で起きた障害については、当社が緊急と判断した場合を除き、当社翌営業日以降の対応となります。

土日祝日、当社規定の休日、次項の計画停止、当社事情による緊急停止等の時間帯は、サービス提供時間の範疇ではありません。

3.3. 計画停止

サービスの安定稼働ならびに維持を目的とした計画停止を行います。

以下に定義する計画停止作業中は、サービスを一時的に停止またはアクセス制限される可能性があります。

なお、

- ・計画サービス停止日時：毎週木曜日21:00～翌03:00
- ・予備日：毎週月曜日23:00～翌05:00
- ・主な停止時作業：OSメンテナンス、技術的な改変、システムアップグレード、等

3.4. 計画外停止

障害やセキュリティインシデント、災害等による緊急なサービス停止があります。

その他、事前に通知した上で実施するメンテナンス作業のためのサービス停止があります。

3.5. 運用前提

3.5.1. 作業・情報取り扱い

当社は、サービス提供に係わる一連の作業を、当社事業所内、又は、当社が別途定めた場所で実施します。サービス提供環境を取り扱う当社社員等は、当社管理者の許可を得た者に制限しています。

3.6. 品質確保基準

3.6.1. 品質

本サービスは、当社にて検査を行い、当社の定める品質基準に適合するものです。

3.6.2. サービス稼働率

サービス提供時間内のサービス稼働率は99.0%を目標とします。

当社は、サービス稼働率の継続実施のため可能最大限の努力を行いますが、目標サービス稼働率を下回った場合でも、損害賠償その他いかなる責任を負わないものとします。

3.6.3. 目標復旧時間

サーバーOS等の障害に関しては、当社が障害を検知してから8時間以内に復旧することを目標とします。

※ただし、サービス提供時間内に限ります。

3.6.4. 性能

本サービスの提供はインターネットを経由するため、その特性上、画面表示、ダウンロード、アップロード速度等に対し、特定の性能目標は定めないものとします。

また、本システムはマルチテナント方式を採用したシステムです。複数のお客様が同一システム基盤を利用されるため、応答速度はベストエフォートとなります。

3.6.5. システム監視

24時間365日において、OS・ネットワークの死活監視、リソース監視を10分間隔で実施しています。異常を発見した場合、サービス提供時間内で対応を実施します。

3.6.6. 障害通知

サービス提供時間内の場合、1時間以内に管理者に電子メールで通知します。

3.7. セキュリティ・保全

3.7.1. バックアップ

日次でバックアップを実施し、原則3世代のバックアップデータを保持します。

※バックアップデータは、OS、基盤障害発生時の復旧用途を目的としています。お客様単位の復旧は行いません。

3.7.2. 通信暗号化

SSL/TLSにより暗号化を実施します。

3.8. ログの取得、保存

サービス実行ログ、ログイン/ログアウト等のアクセスログ、その他ログを取得します。保存期間は原則1年とし

ます。当該ログは、システムの正常な運用を行うことを目的に利用します。

3.9. 仕様変更管理

当社は、本サービスに係わる改善・不具合対応を、当社の判断により実施するものとします。仕様変更に伴う通知は、約款に基づきます。

サポート

本サービスのサポートは、別紙「サポートサービス仕様書」をご覧ください。

以上

SaaS アプリケーションサポートサービス仕様書

SaaS アプリケーションサポートサービス（以下「本サポートサービス」といいます。）は、株式会社 WorkVision（以下「当社」といいます。）が提供する以下のサポートサービスの総称です。

本サポートサービス仕様書は、本サポートサービスをご利用されるお客様（以下「お客様」といいます。）に対し提供するサポートサービス仕様を定めたものです。

1. サポート対象

本サポートサービスの対象は下記の SaaS アプリケーションとします。本サポートサービスは、各々のサービスへのお申込が必要となります。

- ・ ARTERIA[®] モバイルシステム

2. サポートの内容

本サポートサービスが締結されている場合に限り、以下の問合せを電子メールにより受けるものとします。

- ・ 製品仕様（機能・仕様・制限等）・操作に関する問合せ
- ・ 当社提供のパッケージ連携に関する問合せ

3. サービス方法

本サポートサービスは、当社サポートセンターを窓口とし、以下の方法でサービスを行います。

- ①本サポートサービスは、原則としてオフサイトサービスのみとします。
- ②本サポートサービスは、お客様のシステム管理者様から「電子メール」による連絡を受けて回答することにより提供します。
- ③提供中の SaaS アプリケーションのメンテナンスが発生する場合、それぞれの約款・サービス仕様書等に定められた条件に基づき、事前にお知らせします。

4. サポート問合せ

お問合せの電子メールをいただいた後、当社サポートセンターより受付メールをお送りします。受付メールはサポートセンター営業時間内にお送りします。

電子メールは 24 時間受信可能ですが、サポートセンター営業時間外の受付の場合、対応は当社翌営業日となります。

受付メールの送信日を含め 3 営業日以内に一次回答いたします。ただし、ご質問内容によってはお時間をいただく場合がございます。その場合、期間延長をサポートセンターより申し入れさせていただきます。

サポートセンター営業日 月曜日～金曜日（土日祝日、及び弊社休日は除く）

サポートセンター営業時間 9：00～～17：00

5. お客様情報の収集

当社は、お客様からの依頼に迅速に対応し、適切な情報収集・調査・回答・問題解決の支援のために、必要に応じてデータのご提供を依頼させて頂く場合があります。これらの情報には、ご利用用途により、個人情報が含まれる場合があります。

その場合、お客様にてあらかじめ不要事項の削除・マスク等の必要な措置を講じるようお願いをいたします。なお、収集した情報は問題を解決する目的にのみ使用します。

・情報セキュリティ方針：<https://workvision.net/isms.htm>

・個人情報保護方針：<https://workvision.net/privacy.htm>

※お問合せの際、画面ハードコピー等の提供をお願いする場合があります。

※状況確認のためにログ採取等を行う場合には接続のご承認をいただきます。

6. 本サービスに含まれない内容

以下のサービスは、本サービスには含まれません。

- ①インストール、コンサルティング、教育等、お客様のシステム導入および運用をサポートする役務の提供サービス
- ②プログラムのバージョンアップに伴う教育等の役務の提供サービス
- ③ハードウェアの故障に起因する障害
- ④オペレーティングシステム(OS)、ミドルウェアの障害に起因する障害
- ⑤お客様の操作ミスに起因する障害
- ⑥お客様による対象システムに影響を及ぼすプログラムの改変、アドオンソフトウェアの追加、変更に起因する障害
- ⑦お客様のパートナー様、または第三者による、故意に対象システムおよび対象システムで取扱うデータを改ざん、破壊した場合に起因する障害
- ⑧天変地異に起因する障害

※上記の場合、別途ご相談させていただき、場合により有償となる場合があります。

7. 問合せの終了

以下の状態になったときは、問合せの終了とします。

- ①質問事項に対して回答を行なった場合
- ②問題が解決した場合
- ③受け入れられる範囲の代替案を提出した場合

- ④偶発的な発生で、その後現象が出ず、様子を見る場合
- ⑤調査に必要な情報が不十分等で、解決に至る調査が不可能な場合

8. オプションサポートサービス（別途有償）

・電話受付サポートサービス

お電話によるお問合せが必要な場合は、別途オプションサポートサービスの締結が必要となります。

お客様の窓口者は、代理の方を含め4名までとさせていただきます。

サポートサービスの実施は、原則として次の曜日及び時間帯に行います。

月曜日～金曜日（土日祝日、及び弊社休日を除く）

9：00～17：00

※お申込みのサービスにより、電話受付サポートサービスの設定がない場合もあります。以下のサービスは「電話受付サポートサービス」はお申し込みいただけません。

・ARTERIA[®] モバイルシステム

9. 改訂

サポートサービス仕様書は、予告なく変更する場合があります。

以上